

組合同盟会計制度改革に對する決議
第一 第三回中央委員会は現下の資本の攻勢に對抗し且つ左右の小見約的運動と抗争するたためには組合同盟全般の運動を實質的に統制するの必要なるを認む 此の必要に応ずるために従來の各組合の会計と組合同盟本部に集中統一し組合同盟全般の財政的統一を通じて運動の統制を現せんことを期す。

三 本案は暫定的制度とす。
四 本案実施に際し特種事情甚だしき組合に對しては最少限度の除外例を認む。

五 本案実施に關する細目は十月十八日に開催する同盟執行委員大會組合代表の共同協議會に於て決定するものとす。
(昭和五年十月十二日 第三回中央委員會)

六 組合同盟人事移動に關する件

以上より如き会計制度改革の結果は同盟本部實質的充実が必要となつた。そこで各組合一名宛の役員選衡委員を挙げて審議の結果左の如き範圍の人事移動を決定した。

- 會計 細谷私太 政務委員 佐藤源三郎(務員) 志賀忠彦
- 書記 神谷敏郎 春日(合同) 関家(合同) 他に関西一名

三 全國婦人同盟積極的支持の件

教育出版部長(前川氏主事代理のため) 内田佐久郎
 調査部長 織本利
 組宣部長 望月源治
 婦人部長 岩内とみ江
 政治部長 加藤勳十
 戦政部長 藤岡文六 石山寅吉 岩内善作 今村等

吾等の日本労働党及び組合同盟の指導精神の下に立つ「全國婦人同盟」の発会式は十月二日芝公園協働會館に於けられた。此婦人同盟は全國の無産婦人運動の指導機關である。吾が組合同盟にとつて直接間接に吾が陣営内部の無産婦人を教育し生活を改善する日常闘争に導かんとするものである。日本労働党にとつては黨の外部として党指導精神の下に無産婦人を政治的闘争に組織せんとするものである。吾が組合同盟には婦人部があつて婦人部は吾が陣営内部の婦人の指導にあつてゐるが元來無産婦人は無産者として男子労働者と共通の立場に立つると同時に婦人として無産階級の陣営内に於ては特種な使命を待つてゐる。眞に無産婦人を階級的に指導するには此の特種な使命を失はず様にせねばならぬ。これには従來の如き婦人部だけでは不可能であつた。全國婦人同盟は此の要求を遂げ生かすものである。同盟婦人部は全國婦人同盟と密接なる連絡をとることを必要としてゐる。組合同盟婦人部は此の立場より週日(十月十日)各支部各組合